

令和7年8月27日

魚沼市議会議長 志田 貢 様

議会運営委員会
委員長 本田 篤

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和7年第3回魚沼市議会定例会について
(2) 令和6年度魚沼市各会計決算の審査について
(3) 閉会中の所管事務調査について
(4) 議員派遣について
(5) その他
- 2 調査の経過 8月27日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
令和7年第3回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取扱い等については、別紙「令和7年第3回魚沼市議会定例会付議事件一覧(案)」のとおりとすることとした。
また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は議長において取扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。
令和6年度魚沼市各会計決算の審査については、別紙「令和6年度魚沼市各会計決算の審査について(案)」のとおりとし、質疑は事前通告制で、通告期限は9月8日正午とした。
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。
議員派遣については、これを了承した。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 令和7年第3回魚沼市議会定例会について

(1) 付議事件

(2) 付議事件の取扱いについて

ア 市長提出事件

イ 議長受付事件

ウ 急施事件

(2) 令和6年度魚沼市各会計決算の審査について

(3) 閉会中の所管事務調査について

(4) 議員派遣について

(5) その他

2 日 時 令和7年8月27日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 佐藤卓摩、星 直樹、浅井宏昭、星野みゆき、大桃俊彦、関矢孝夫、
本田 篤、(志田 貢議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書 記 坂大議会事務局長、樺澤議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:01)

本田委員長 定足数に達しております。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

(1) 令和7年第3回魚沼市議会定例会について

(1) 付議事件

本田委員長 日程第1、令和7年第3回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。

(1) 付議事件について、執行部から説明を願います。

内田市長 付議事件につきましては、配付ファイルの「令和7年第3回魚沼市議会定例会付

議事件一覧（案）」のとおりでございます。また、報告案件につきましても資料記載のとおりであります。詳細につきましては、総務政策部長から説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

桑原総務政策部長 それでは、付議事件一覧を基に順次説明を申し上げます。

まず、事件番号 1 番から事件番号 9 番までにつきましては、令和 6 年度の一般会計及び 4 つの特別会計並びに 4 つの企業会計を合わせた 9 つの各会計の決算につきまして、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、事件番号 10 番から事件番号 13 番までにつきましては、各会計の現計予算に追加や変更を加える予算の補正につきまして、それぞれ議決をお願いするものでございます。

事件番号 10 番の令和 7 年度魚沼市一般会計補正予算（第 4 号）について、御説明申し上げます。当該補正予算の概要といたしましては、交付額の確定に伴い普通交付税を減額する一方、令和 6 年度収支の確定に伴います前年度繰越額の追加及び財政調整基金の積立てをはじめ、魚沼地域特別養護老人ホーム組合負担金を追加するほか、情報システム標準化移行に伴う改修の追加や、冬の大雪の影響による市道補修費、消雪用井戸削井工事費、消融雪施設更新工事費、除雪機械修繕費などの不足分も追加するとともに、河川内の倒木・土砂の処理費用の追加や特定空き家の除却工事の追加などを予定しております。また、入広瀬雪国観光会館解体設計委託料及び入広瀬体育館柔道場移設工事費用を新規計上することとして予定をしております。加えまして、男性育児休業取得促進奨励金や地域おこし協力隊起業支援事業補助金、建物火災廃棄物処理費補助金などに係る対象件数の増加による不足額を追加するほか、農作物等渇水対策補助金の追加、併せて寄附金による学校教育用物品の購入費などを予定してございます。補正額につきましては以上のほか、事業の追加・組替えとともに、財源の調整・変更を含めた内容を第 4 号補正予算として歳入歳出それぞれ 7 億 3,960 万円の増額補正をお願いしたいとするものでございます。

続きまして、事件番号 11 番の令和 7 年度魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の概要について御説明申し上げます。こちら事業勘定分におきまして、令和 8 年度から施行される子ども・子育て支援金制度に伴い保険税算定などに係る電算システムの改修が必要となることから、全額国庫補助金を充てることとしてシステム改修費業務委託料を追加するとともに、事業の追加・組替えを含めた内容を第 1 号補正予算として、歳入歳出それぞれ 600 万円の増額補正をお願いしたいとするものでございます。

次に、事件番号 12 番の令和 7 年度魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の概要でございますが、こちらにつきましても国保会計と同様に、令和 8 年度から施行される子ども・子育て支援金制度に伴い保険料算定などに係る電算システムの改修が必要となることから、全額国庫補助金を充てることとしてシステム改修費業務委託料を追加する内容を第 1 号補正予算として、歳入歳出それぞれ 290 万円の増額補正をお願いしたいとするものであります。

次に、事件番号 13 番の令和 7 年度魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の概要でございますが、こちらは前年度会計の決算に伴う歳入歳出の追加でございます。主な内容といたしましては、前年度繰越額の確定により歳入側で増額分を追加するとともに、歳出側では前年度事業費の確定に伴い、国、県及び社会保険診療報酬支払基金から本市に支払

われた交付金等の精算により返還額が生じたことから、これを償還金として追加するほか、過年度分に係る介護保険料還付金を追加することとしております。また、歳入見込額と歳出予定額との差額分を介護保険給付等準備基金への積立金として追加する内容を、第1号補正予算として、歳入歳出それぞれ1億3,910万円の増額補正をお願いしたいとするものでございます。

続きまして、事件番号14番、魚沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましては、地方公共団体情報システムの標準化及び就学奨励費、奨学金等の事務においてマイナンバーを利用した資格審査の確認を開始することに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、事件番号15番、魚沼市固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきましては、委員長の任期を委員の任期に合わせることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、事件番号16番、魚沼市印鑑条例の一部改正につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき実施をいたします本市の印鑑登録システムの標準化に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、事件番号17番、魚沼市体育施設条例の一部改正につきましては、入広瀬体育館の用途廃止及び旧原小学校体育館の用途変更に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

事件番号18番、魚沼市にぎわい創造拠点条例の制定につきましては、旧小出郷図書館の建物を利用して整備を進めておりますにぎわい創造拠点の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、事件番号19番、魚沼市観光施設等条例の一部改正につきましては、社会情勢やサービスの利用実態を踏まえ、適切な使用者負担を維持するため市内3か所のスキー場の、使用料の改正を行うものでございます。

次に、事件番号20番、魚沼市ガス供給条例等の一部改正につきましては、災害その他急を要する非常の場合においてガス・水道・下水道の工事を市の指定事業者以外の業者に施工させることについて規定をするため、所要の改正を行うものであります。

次のページを御覧ください。続きまして、事件番号21番、市有財産の貸付けについて（銀山平蛇小沢小屋）につきましては、銀山平森林公園付近に設置されております蛇子沢小屋の土地と建物を地元の管理組合に無償で2年間貸し付けるに当たりまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める事案に該当するため提案するものでございます。

続きまして、事件番号22番、権利の放棄につきましては、魚沼市医師等修学資金貸与条例に基づいて貸し付けた修学資金に係るものでありますが、貸し付けた相手方が行方不明によって去る7月3日に時効が成立した未返済額及び遅延損害金を合わせた290万円余りについて、請求に実効性がないためこれを放棄するに当たり、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき議会の議決を求める事案に該当するため提案するものでございます。

続きまして、市長提出の報告事件として、4件について御説明を申し上げます。同じページの中段の表を御覧ください。

事件番号1番の令和6年度魚沼市一般会計継続費の精算につきましては、令和6年度を

もって事業が終了した継続費設定事業について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会に報告するものでございます。なお、今回はいずれも令和5年度から2か年度にわたって継続費を設定して実施した事業といたしまして、湯之谷基幹集落センター解体工事、旧ひかり保育園解体工事、寿和温泉ヘルス棟・プール棟解体工事、青雲館解体工事、小出スキー場第1ペアリフト制御装置更新工事、中堀跨道橋補修工事、小出郷福祉センター解体工事、生涯学習センター建設工事、以上の8件が令和6年度をもって終了いたしましたので、これに係る精算報告でございます。

次に、事件番号2番につきましては、地方自治法施行令第152条に規定する法人として、市が資本金等の50%以上を出資している法人等の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものでございます。今回報告する法人の長岡地域土地開発公社でございますが、決算認定の総会日程などの関係で前回の議会までに経営状況の報告ができなかったことから、今回の議会におきまして報告をさせていただくものでございます。

続きまして、事件番号3番、健全化判断比率につきましては、地方公共団体財政健全化法第3条第1項の規定に基づき、令和6年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、これら4つの健全化判断比率を監査委員の意見書を付して議会に報告するものでございまして、その次の事件番号4番、資金不足比率につきましては、地方公共団体財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、工業団地造成事業特別会計、病院事業会計、ガス事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計の公営企業会計等5つの会計の資金不足比率を、監査委員の意見書を付して議会に報告するものでございます。

なお、そのほかの予定議案といたしまして、1件追加でお願いしたい事件がございます。次のページの下から2段目の表を御覧いただきたいと思います。「(追加予定)」とある市長の提出事件の表になります。事件番号1番、令和7年度一般会計補正予算(第5号)につきまして、最終日に追加して提案させていただきたいとするものでございます。内容につきましては、去る7月3日の全員協議会及び前回の定例会で御説明いたしました入広瀬体育館を含む旧入広瀬中学校の解体に係るものでございまして、これは現在設計作業を進めているところでございますが、当該解体工事費の積算が9月の第1週に提案する予定の一般会計補正予算(第4号)のほうに計上が間に合わないということから、本件に係る工事費について第5号補正予算として最終日に追加して提案させていただきたいとするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

本田委員長 説明が終わりました。付議事件について質疑を行います、いかがでしょうか。

(なし) これで質疑を終わりにします。

市長提出事件について、これを受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし) 異議なしと認め、市長提出事件については受けることに決定いたしました。

次に、議長受付・提出事件について説明を求めます。坂大議会事務局長。

坂大議会事務局長 それでは同じく一覧表の3ページから御覧いただきたいと思います。(資料「令和7年第3回魚沼市議会定例会付議事件一覧(案)」により説明)

本田委員長 ただいまの議長受付・提出事件について、質疑はありませんか。(なし) これで

質疑を終わりにします。議長受付・提出事件については、これを受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認め、議長受付・提出事件については受けることに決定いたしました。

(2) 付議事件の取扱いについて

ア 市長提出事件

イ 議長受付事件

本田委員長 次に、(2) 付議事件の取扱いについて、審議願います。ア、イについて説明を求めます。議会事務局長、お願いいたします。

坂大議会事務局長 同じく、同じファイルのまた 1 ページ目に戻っていただきたいと思います。

(資料「令和 7 年第 3 回魚沼市議会定例会付議事件一覧（案）」の取扱(案)について説明)

本田委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。（なし）これで質疑を終わりにします。ただいまの説明のと通りの取扱い（案）でよろしいでしょうか。（異議なし）異議なしと認め、付議事件の取扱いについては、取扱（案）のように決定いたしました。

ウ 急施事件

本田委員長 次に、ウ、急施事件の取扱いについて、議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 それでは、急施事件の取扱いについて御説明いたします。急施事件の取扱いにつきましては、定例会開会日前日までに受理した請願・陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については議長と委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することとさせていただきたいものです。説明は以上です。

本田委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。（なし）これで質疑を終わりにします。急施事件の取扱いについて、定例会開会日前日までに受理した請願・陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については議長、委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することによろしいでしょうか。（異議なし）異議なしと認め、そのように決定いたしました。

(2) 令和 6 年度魚沼市各会計決算の審査について

本田委員長 日程第 2、令和 6 年度魚沼市各会計決算の審査についてを議題といたします。議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 それでは、020、令和 6 年決算審査方法のファイルを御覧いただきたいと思います。（資料「令和 6 年度魚沼市各会計決算の審査について（案）」により説明）

本田委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

関矢委員 9 月に決算特別委員会が始まるのですけれども、9 月 1 日に概要説明会があります。決算に提出される資料、決算書と意見書等はいづ配付になりますか。

坂大議会事務局長 この金曜日、29 日に決算資料もデータで SD に格納予定になっています。紙ベースは、その日に発送予定となっています。

関矢委員 決算資料は29日ということで、毎年頂いています事務事業評価、これも一緒に、データはその日に頂いていましたでしょうか。

桑原総務政策部長 この事務事業評価の関係につきましては、正式な議案という形ではございませんので、別途事務局を通じて来週以降にお送りさせていただきたいと考えております。

関矢委員 議案に関係ないのですけれども、我々が決算を審査するのにやはり事務事業評価と一緒に参考した中で、その中の質疑はしないということで申合せをしてありますけれども、やはり参考にしたいのでなるべく早めに議員側へ届くようお願いをしたいと思っております。

本田委員長 ほかにございますでしょうか。(なし)では、質疑を終結いたします。審査方法につきましては、令和6年度魚沼市各会計決算の審査について(案)のとおり、決算審査特別委員会を設置して審査することとし、質疑については通告制とし、通告期限を9月8日、月曜日、正午とすることで異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認め、そのように決定いたしました。

しばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (10:29)

(休憩中に決算審査特別委員会委員長及び副委員長の互選の方法について協議)

再 開 (10:30)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

(3) 閉会中の所管事務調査について

本田委員長 日程第3、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛てに申し出たいと思います。これに御異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認め、閉会中の所管事務調査については議長宛て申出を行うことに決定いたしました。

(4) 議員派遣について

本田委員長 次に、日程第4、議員派遣についてを議題といたします。議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 それでは、会期中に議員派遣に該当する案件があるため、定例会2日目、9月5日に、定例会後の閉会中のものを含めて提出をさせていただくものであります。

9月16日、魚沼基幹病院との意見交換会、10月31日、令和7年度第2回市民の声を聞く会(議会報告会)、11月17日、三市議会合同研修会、十日町市が会場であります。出席者は正副議長、3常任委員長、議運委員長になっております。11月18日、中学生議会リハーサル、11月20日、中学生議会の5件を予定しております。また、最終日まで追加があった場合には追加をさせていただきます。説明は以上です。

本田委員長　ただいまの説明について、質疑はございますでしょうか。(なし) これで質疑を終わりにいたします。議員派遣については、ただいま説明のあったとおりとすることよろしいでしょうか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

(5) その他

本田委員長　日程第5、その他を議題といたします。こちらで用意した内容はございませんけれども、委員の皆さんから何かございますでしょうか。(なし) 執行部のほうは何かございますでしょうか。(なし)

本日の会議録の調製につきましては、委員長に一任願います。本日の議会運営委員会はこれで閉会とします。

閉　　会 (10 : 32)

議会運営委員会

委員長 本田　篤